養蜂をめぐる情勢

１．	蜜蜂の飼育動向	・・・・・ １
２．	蜂蜜の需給	・・・・・ ２
３．	蜂蜜の流通	・・・・・ ３
４．	蜂蜜の種類等	・・・・・ ４
５．	蜜蜂産品の生産額等	・・・・・ ５
６．	花粉交配用蜜蜂の貢献	・・・・・ ６
７．	施設園芸等における花粉交配用蜜蜂の需給調整	・・・・・ ７
８．	蜜蜂の転飼	・・・・・ ８
９．	農薬による被害への対応	・・・・・ ９
10.	蜜蜂の疾病への対応	・・・・・ 10-11
11.	熊による被害の状況	・・・・・ 12
12.	外来種であるツマアカスズメバチへの対応	・・・・・ 13
13.	養蜂関係予算（養蜂等振興強化推進事業）について	・・・・・ 14
（参考１）	養蜂振興法の施行について（農林水産省畜産局長通知）のポイント	・・・・・ 15-16
（参考２）	蜜蜂の適切な飼育等の周知	・・・・・ 17

令和８年11月

農林水産省 畜産局

１．蜜蜂の飼育動向

- 蜜蜂の飼育戸数は、平成30年以降増加傾向で推移。蜂群数は、近年ほぼ横ばいで推移（平成25年の増加は、平成24年の法改正により、届出義務を業として蜜蜂の飼育を行う者以外の蜜蜂の飼育を行う者にも拡大したことによるもの）。
- 令和８年の蜜蜂の飼育戸数は12,131戸、蜂群数は24万群（１月１日時点の調査）。

蜜蜂飼育戸数、蜂群数

（単位：戸、千群、群／戸）

区　分	H24年	H25年	H28年	H29年	H30年	R元年	R２年	R３年	R４年	R５年	R６年	R７年	R８年
飼育戸数	5,934	8,312	9,452	9,395	9,578	9,782	10,021	10,529	11,276	11,416	12,061	12,164	12,131
10群未満戸数	3,286	5,167	6,351	6,275	6,473	6,705	6,952	7,387	7,988	8,110	8,635	8,689	8,740
10群以上戸数	2,648	3,145	3,101	3,120	3,105	3,077	3,069	3,142	3,288	3,306	3,426	3,475	3,391
うち日本蜜蜂飼育戸数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,094	6,584
蜂群数	184	204	212	213	213	215	213	224	242	237	236	241	240
うち日本蜜蜂の蜂群数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	25	28
平均蜂群数	31.1	24.5	22.4	22.8	22.2	22.0	21.3	21.3	21.5	20.8	19.6	19.8	19.8

出典：畜産振興課調べ（各都道府県からの聞き取り）
注１：飼養戸数、蜂群数、平均蜂群数は１月１日時点の数を集計した値である。
注２：１蜂群とは、女王蜂１匹と約２万匹の働き蜂で構成された巣箱１箱を指す。
注３：R７年データについて遡り修正。（R８.11更新）

蜜蜂飼育戸数等の上位10県（令和８年１月１日現在）

区　分	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位	計
飼育戸数	長野県	岐阜県	福岡県	千葉県	静岡県	愛知県	広島県	長崎県	兵庫県	鹿児島県	全国
戸	590	494	485	470	411	400	399	398	388	382	12,131
比率（%）	4.9	4.1	4.0	3.9	3.4	3.3	3.3	3.3	3.2	3.1	100
蜂群数	沖縄県	長野県	鹿児島県	熊本県	千葉県	福岡県	和歌山県	長崎県	静岡県	福島県	全国
千群	22.3	19.0	14.0	13.9	11.8	11.1	10.9	7.4	7.2	7.2	240
比率（%）	9.3	7.9	5.8	5.8	4.9	4.6	4.5	3.1	3.0	3.0	100

出典：畜産振興課調べ（各都道府県からの聞き取り）

２．蜂蜜の需給

- 蜂蜜の国内生産量は、令和７年は天候不順による開花時期のずれ等が採蜜に影響し、例年を下回り２千４百トン。
- 生産上位５県で総生産量の約４割を生産。
- 令和７年の国内消費量は約５万４千トンであり、自給率は約５％。
- 令和７年の蜜源植物の面積は、アカシア、シナの利用面積が減少し約79千ヘクタール。

蜂蜜の生産量、輸入量及び消費量

（単位：トン、％）

区　分	H29年	H30年	R元年	R２年	R３年	R４年	R５年	R６年	R７年
生産量	2,827	2,826	2,911	2,929	2,779	2,549	2,636	2,660	2,431
輸入量	42,821	44,521	44,788	49,348	47,132	47,276	41,924	45,416	51,644
うち中国	29,818	31,512	30,518	33,821	30,887	30,782	27,929	32,371	36,765
比率	69.6	70.8	68.1	68.5	65.5	65.1	66.6	71.3	71.2
輸出量	21	18	10	18	33	20	22	22	24
消費量	45,627	47,329	47,689	52,259	49,844	49,805	44,539	48,054	54,051
自給率	6.2	6.0	6.1	5.6	5.5	5.1	5.9	5.5	4.5

出典：貿易統計（輸入量、輸出量）、
畜産振興課調べ（各都道府県からの聞き取り）

蜜源植物の面積

（単位：千ﾍｸﾀｰﾙ）

区　分	H29年	H30年	R元年	R２年	R３年	R４年	R５年	R６年	R７年
みかん	35.5	35.6	35.7	34.9	30.8	31.3	29.5	29.9	29.7
れんげ	6.6	4.2	4.2	3.7	3.0	2.7	2.6	2.6	2.6
アカシア	6.7	5.4	4.6	3.8	6.4	7.6	4.3	13.9	4.4
りんご	22.4	21.4	21.2	21.4	21.3	1.6	1.6	1.6	1.6
その他	60.8	52.0	51.2	43.7	55.8	56.6	42.9	54.2	40.6
合　計	132.0	118.6	116.9	107.5	117.2	99.8	80.9	102.3	78.9

出典：畜産振興課調べ（各都道府県からの聞き取り）
注１：各県が１月から12月に蜜源として利用した面積として把握しているものを集計。
なお、一部の県では調査の中止や再開があるため、数値に連続性がないことに留意。
注２：R５、R６年データについて遡り修正。　（R８.11更新）

蜂蜜生産量の上位10県（令和７年）

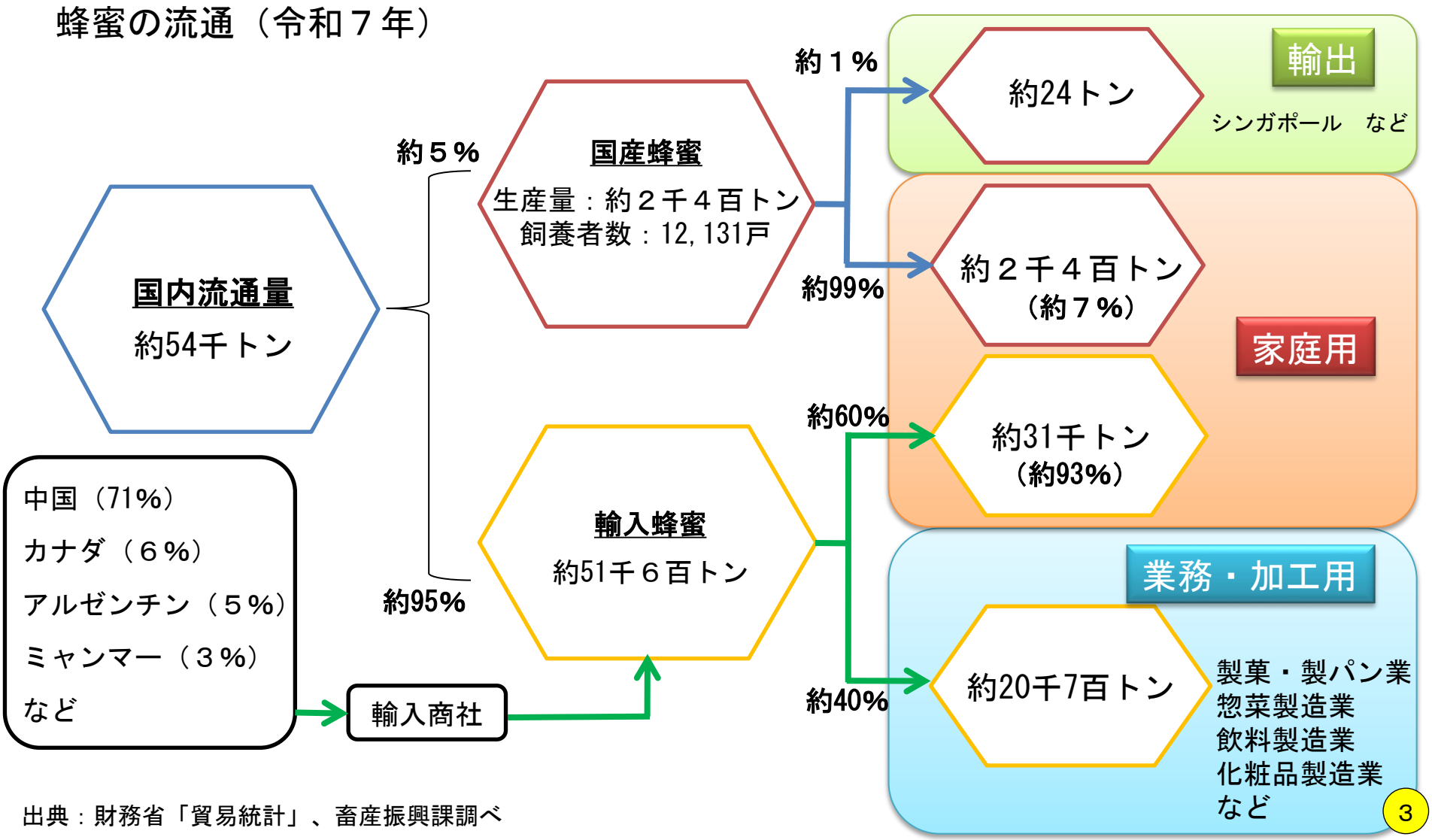
（単位：トン、％）

区　分	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位		計
	熊本県	北海道	長野県	秋田県	青森県	和歌山県	愛知県	静岡県	福岡県	岩手県		全国
生産量	250.5	216.6	209,2	200.9	126.3	120.0	107.7	95.1	92.8	80.1		2431
比　率	10.3	8.9	8.6	8.3	5.2	4.9	4.4	3.9	3.8	3.3		100

出典：畜産振興課調べ（各都道府県からの聞き取り）

３．蜂蜜の流通

- 国産蜂蜜のほぼ全てが家庭用仕向け。
- 輸入蜂蜜は約60%が家庭用、約40%が業務・加工用仕向け（製菓・製パン、化粧品等）。



出典：財務省「貿易統計」、畜産振興課調べ

４．蜂蜜の種類、色、価格

- 蜂蜜の種類は、蜜源の花により分類され、例えばアカシアの花の蜜はアカシア蜜として販売される。
- 蜂蜜の色は、蜜源の花の種類によって淡黄色から黒褐色まで様々。
- 価格については、国産は生産コストの違いもあり、中国産蜂蜜の数倍。
- 主な輸入先は中国であり、総輸入量の約７割を占めている。

種類・色



トチの花	レンゲの花	アカシアの花
		

価　格

・国産蜂蜜卸売価格

平均2,200円/kg（1,500円/kg　～　2,900円/kg）

出典：（一社）日本養蜂協会からの聞き取り（令和７年）

・外国産蜂蜜の輸入価格

令和７年	数量（t）	価額（億円）	CIF価格（円/kg）	課税後（円/kg）
合　　計	51,644	225	436	494
中華人民共和国	36,765	98	267	335
カナダ	3,183	25	777	784
アルゼンチン	2,715	11	411	516
ミャンマー	1,784	5	290	290
ハンガリー	1,295	12	938	945

出典：財務省「貿易統計」

注：課税後価格は天然蜂蜜のWTO協定税率（25.5%）、TPP11税率（3.1%（１～３月）及び0%（４～12月））等により算出。

５．蜜蜂産品の生産量・生産額

- 令和７年の蜜ろうの生産量は約14トン。
  （蜜ろうは、ろうそく、ワックス、化粧品、クレヨン等の原料として使用される。）
- 令和７年のローヤルゼリーの生産量は約２トン。
  （ローヤルゼリーは、健康食品や化粧品の原料として使用される。）
- 蜂蜜及び蜜蜂産品の国内生産額は、推定77億円。このうち花粉交配用蜜蜂は約23億円と約30%を占める。

蜂蜜以外の生産物の生産量　　（単位：kg）

種　類	H29年	H30年	R元年	R２年	R３年	R４年	令和５	令和６	令和７
蜜ろう	22,316	22,881	21,769	22,858	18,699	14,016	14,857	12,129	13,530
ローヤルゼリー	2,419	2,497	2,363	2,991	2,083	2,851	2,975	2,383	2,170

出典：畜産振興課調べ（各都道府県からの聞き取り）

種　類	生 産 量	単 価	生 産 額（推定）
蜂蜜	2,431トン	2,200円/kg	5,348百万円
ローヤルゼリー	２トン	125,000円/kg	27百万円
蜜ろう	14トン	800円/kg	11百万円
花粉交配用蜜蜂（※）	80千群	28,000～30,000円/群	2,231～2,391百万円
合　計			7,617～7,766百万円

出典：畜産振興課調べ（生産量は各都道府県からの聞き取り、単価は（一社）日本養蜂協会からの聞き取り）
（※）　花粉交配用蜜蜂の単価は、いちごの花粉交配用（３～４枚の巣板を１群として使用）を参考とした。

６．花粉交配用蜜蜂の貢献

- 蜜蜂は、花粉交配用昆虫として利用することで、作物の受粉を助け、イチゴ、メロン等の野菜等をはじめとした作物栽培及びタマネギ等の種子生産に貢献。
- 作物栽培では、**約6,700億円の経済効果**があると推計されており、このうち西洋蜜蜂は**約1,800億円**。（図１）
- 種子生産では、**約1,200～2,200億円の経済効果**（蜜蜂の受粉によって国内で生産された種子を用いた農産物※の産出額）があると推計。
  ※たまねぎ、キャベツ、だいこん、にんじん、白菜、セルリー、カリフラワー、ブロッコリーの８品目

○　施設園芸が普及する中で、受粉障害を原因とする奇型果の発生による品質低下や生産が不安定になるとの課題に対応するため、ハウス栽培では野生昆虫による受粉が期待できないことなどから、1968年頃からイチゴ栽培で花粉交配用蜜蜂の導入が開始された。

○　また、りんご栽培では、人工授粉に伴う労働負担が課題となる中で、採蜜による二次的な効果としての花粉交配にも期待する形で花粉交配用蜜蜂の導入が普及した。

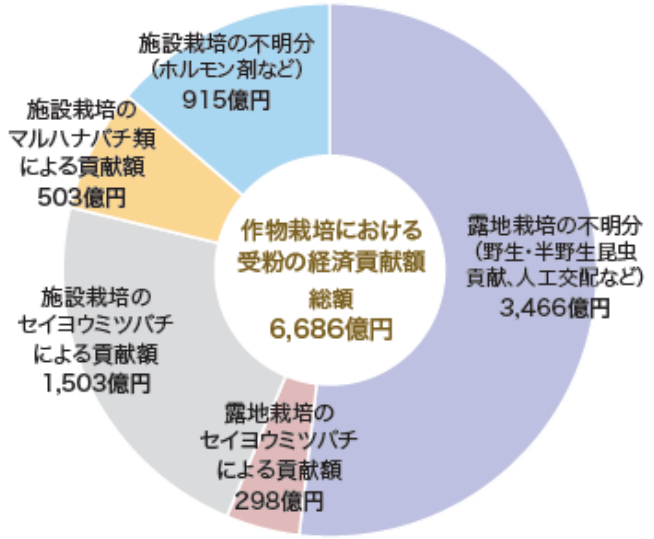


図1 日本の作物栽培における受粉の経済貢献額
(2013年の農業生産額ベース)
小沼・大久保[1]の手法に従い、イチゴなど品質維持に必要な受粉依存度(受粉がないと生産量が減少する割合)を考慮して試算し直した結果

資料：（国研）農研機構　農業環境変動研究センターの推計値
農研機構技報No.12（2022年３月）

7. 花粉交配用蜜蜂不足に備えた体制

農林水産省
（農産局、畜産局、農政局）

一般社団法人
日本養蜂協会

花粉交配用
昆虫メーカー

需給調整に必要な情報共有

- 全国の蜜蜂の必要群数、不足群数、供給余力群数
- 供給可能な養蜂家
- 蜜蜂以外の昆虫活用可能性情報や留意点　等

他県に供給可能なＡ県

園芸農家　養蜂家

情報共有・需給調整

- 蜜蜂の需要群数、不足群数、供給余力群数
- 自県や他県に供給可能な養蜂家
- 蜜蜂が不足している園芸農家
- 蜜蜂以外の昆虫活用検討　等

行政機関　花粉交配用昆虫メーカー



蜜蜂の供給

不足しているＢ県

園芸農家　養蜂家

情報共有・需給調整

- 蜜蜂の需要群数、不足群数、供給余力群数
- 自県や他県に供給可能な養蜂家
- 蜜蜂が不足している園芸農家
- 蜜蜂以外の昆虫活用検討　等

行政機関　花粉交配用昆虫メーカー

８．蜜蜂の転飼

● 養蜂振興法では、蜜源の利用に伴う蜜蜂の飼養者間でのトラブルを防止するため、飼養者には、飼育の届出や転飼先の都道府県から予め許可を得ることを義務とするとともに、都道府県には、蜂群配置の適正等を図るために蜂群配置の調整などの措置等を講ずることを求めている。

県外からの転飼

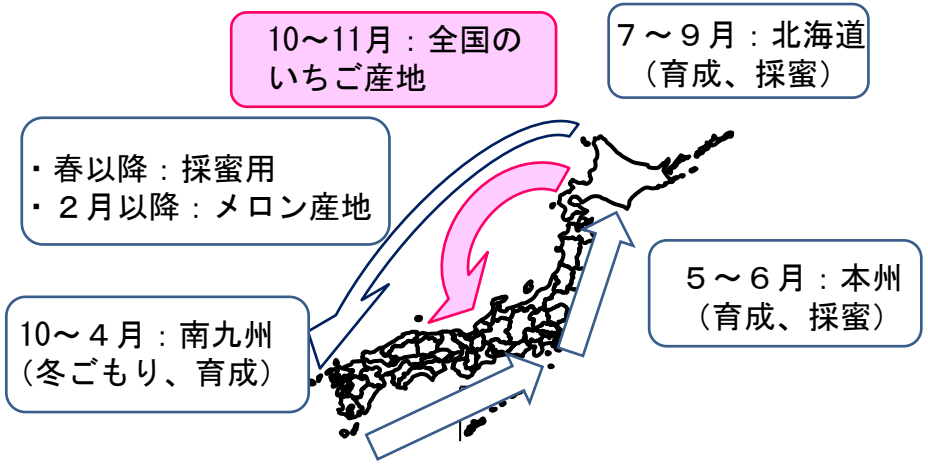
・　「養蜂振興法」第４条に基づき、事前に移動先の都道府県知事の許可を得なければならない。

・　許可の申請は、基本的に移動する２ヶ月前までに、
①住所及び氏名
②蜂群数
③転飼しようとする場所及び期間
等を記載した申請書を移動先の都道府県知事に提出する。

県内における転飼

・　都道府県が条例や指導基準等により調整している。

※転飼とは、蜂蜜もしくは蜜ろうの採取又は越冬のため蜂蜜を移動して飼育することをいう。



蜜蜂の転飼許可の推移

区　分	県外からの転飼許可	
	件数	群数
R３年	2,225	134,305
R４年	1,908	129,708
R５年	1,752	124,859
R６年	1,876	120,298
R７年	1,782	120,383

出典：畜産振興課調べ（各都道府県からの聞き取り）
注：「県外からの転飼」とは、養蜂振興法の第４条第１項に規定された転飼

９．農薬による被害への対応

- 我が国における農薬が原因と疑われる蜜蜂の被害状況は、近年は平均で、年間30件程度で推移。
- 農薬による蜜蜂への被害状況を踏まえ、農家と養蜂家との農薬散布情報の共有や、粒剤の使用など農薬散布の工夫等の被害軽減対策を推進中。
- 改正農薬取締法により、巣内の蜜蜂に与える影響など蜜蜂への影響評価の充実を図った上で、最新の科学的知見に基づき再評価を実施し、必要に応じて農薬の使用方法等の見直しを実施する予定。

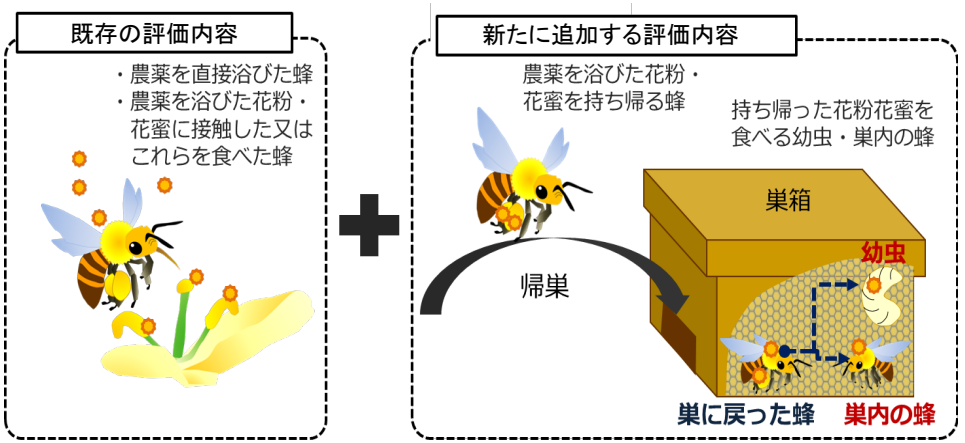
農薬が原因と疑われる蜜蜂被害報告件数

R2	R3	R4	R5	R6	R7
29	15	20	10	15	15

蜜蜂被害軽減対策の検証（令和７年度）

都道府県による蜜蜂被害軽減対策	実施県
蜜蜂被害軽減対策実施県	47
効果があったと都道府県が回答した主な対策	
①情報の共有に基づく対策の実施 （巣箱の移動、避難場所の設置、蜜蜂に配慮した農薬散布等）	46
②蜜蜂被害に関する知見、被害軽減対策等の周知 （通知の発出、講習会での周知等）	40

改正農薬取締法により充実した評価内容



出典：農産安全管理課調べ

10. 蜜蜂の疾病への対応
（１）基本的な防疫対策

- 家畜伝染病予防法に規定される蜜蜂の届出対象疾病は、家畜伝染病は腐蛆病の１疾病、届出伝染病はバロア症、チョーク病、アカリンダニ症、ノゼマ症の４疾病。
- 日頃の飼養管理における巣箱等の衛生確保、清浄群からの導入、日常的な観察に努めるとともに、異常がみられた際の通報及び都道府県の立入検査による疾病の早期発見が重要。
- 都道府県では、蜜蜂の飼養者等に対する衛生指導や伝染性疾病の検査等を推進。

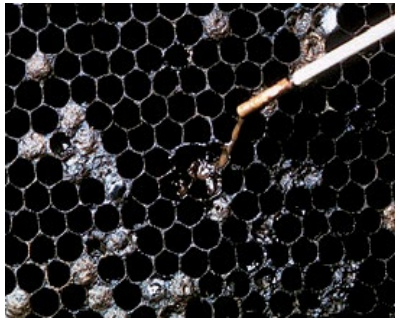
○家畜伝染病予防法に基づく蜜蜂の届出対象疾病の状況

	R4年		R5年		R6年		R7年	
	件数	群数	件数	群数	件数	群数	件数	群数
腐蛆病	26	106	16	56	9	16	10	31
バロア症	26	505	24	595	37	928	38	1,517
チョーク病	23	173	21	130	25	448	25	257
アカリンダニ症	75	94	86	108	62	78	47	74
ノゼマ症	1	8	1	1	2	17	4	28

出典：家畜伝染病、届出伝染病発生年報



蜂の検査の様子（出典；神奈川県ＨＰ）



アメリカ腐蛆病（出典；養蜂技術手引書Ⅱ）

○都道府県の家畜保健衛生所の対応

- 家畜衛生情報（家保だより）、養蜂マニュアル等を利用した飼養者への疾病や対策についての情報提供
- 蜂群に異常がみられ、伝染病が疑われる場合の検診
- 腐蛆病に対しては家畜防疫対策要綱に基づき、以下を実施
  - ✓ 日常の飼養管理における自主的な検査体制の確立に向けて必要な助言・指導
  - ✓ 日頃から定飼及び転飼飼養者のほか、施設園芸業者、趣味等飼養者を対象に、必要に応じた検査の実施
  - ✓ 汚染物品等の焼却指導
  - ✓ 蜜蜂及び腐蛆病の病原体を広げるおそれのある物品の県を超えての移動の際、異常がない旨の証明書発行

10. 蜜蜂の疾病への対応
（２）ダニによる被害への対応

- 養蜂へのダニによる被害としては、主にミツバチヘギイタダニの寄生によるバロア症が報告されている。
- ミツバチヘギイタダニの駆除剤については、動物用医薬品として現在３剤が承認されているところ。
- ミツバチヘギイタダニ被害の低減に向け、ダニ駆除剤の適切な使用について、通知により周知。

バロア症の特徴

＜バロア症＞
ミツバチヘギイタダニが蜜蜂の成虫や幼虫に寄生し、蜜蜂の弱体化、矮小化、ウイルス感染の媒介を起こす。



成虫に寄生している
ミツバチヘギイタダニ



既承認ダニ駆除剤の一覧

医薬品名	承認年月日	製造販売業者名
日農アピスタン	1992年 １月20日	株式会社アグリマート
アピバール	2009年 ２月13日	ユーピーエルジャパン合同会社
チモバール	2019年 ８月19日	

ダニの被害低減に向けた取組

① 令和８年度養蜂等振興強化推進事業において、（一社）日本養蜂協会は、ダニ被害低減のための飼養管理技術の実証やダニ防除成分の検証、創薬事業を行うとともに蜜蜂のダニ抵抗性ゲノムの分析についても実施している。

② 農薬による蜜蜂の被害軽減対策と併せて、養蜂家に対しダニ駆除剤の適切な使用法を（一社）日本養蜂協会が公表しているダニ防除技術の手引書等を参考に周知・指導するよう都道府県に通知を発出。

11. 熊による被害の状況

- 熊による被害は、同じ地域で繰り返し被害が発生し、被害を受けた地域での採蜜は困難。
- 熊防除対策について、「養蜂技術指導手引書」を日本養蜂協会が公表。

熊による被害額の推移

年	被害額	（参考）熊の捕獲数
R２年	2,836万円	7,248頭
R３年	725万円	4,484頭
R４年	1,116万円	3,875頭
R５年	1,647万円	9,271頭
R６年	1,205万円	5,345頭
R７年	2,251万円	14,741頭

出典：環境省「クマ類の捕獲数（許可捕獲数）」
（一社）日本養蜂協会構成員申告による「熊による養蜂業被害状況」
注　：「熊の捕獲数」は年度、「被害額」は年次の値

ニホンツキノワグマ



熊による被害



ヒグマ対策用の電気柵の設置



写真：みつばち協議会「養蜂家向け！養蜂マニュアル」より

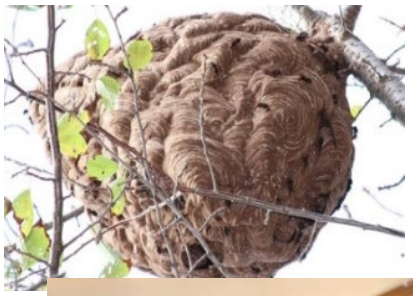
一般社団法人日本養蜂協会
「養蜂技術指導手引書
電気柵を用いた効果的なクマ防除対策」



12. 外来種であるツマアカスズメバチへの対応

- ツマアカスズメバチは蜜蜂を多量に捕食することから、その防除は養蜂振興上も重要。
- 農林水産省では、養蜂家にツマアカスズメバチに関する情報を提供するとともに、注意喚起を実施。
  また、環境省にツマアカスズメバチの生息に関する情報を提供するため、養蜂家からの情報の提供を依頼。
- 環境省はツマアカスズメバチを特定外来生物※に指定し移動等を規制するとともに、定着している長崎県対馬市での防除を進める他、効果的防除手法の開発や九州・本州への分布拡大を警戒した調査・防除を実施。

ツマアカスズメバチの特徴





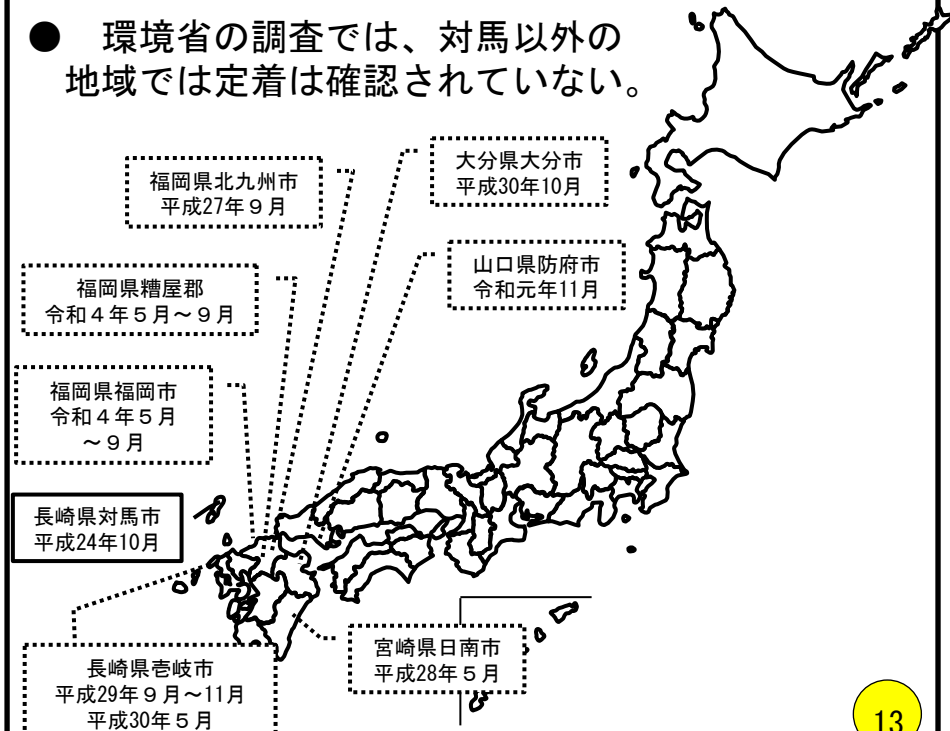


- 体は全体に黒っぽく腹部の先端がオレンジ色。体長は、女王バチ30㎜、オス24㎜、働きバチ20㎜程度。
- オオスズメバチのように蜜蜂の巣は襲わず、巣箱の前でホバリングして、帰巣してきた蜜蜂を空中で捕獲する。
- 樹木の高い位置に営巣することが多いのが特徴。

※ 外来生物法（環境省・農水省）に基づく指定。同法では、生態系被害の防止については環境大臣が、農林水産業被害の防止については環境大臣及び農水大臣が主務大臣となっている。

国内におけるツマアカスズメバチの確認事例

- 平成24年10月、長崎県対馬市において、国内で初めて確認された。対馬市以外ではこれまでに巣や個体が７地域（福岡県北九州市、宮崎県日南市、長崎県壱岐市、大分県大分市、山口県防府市、福岡県福岡市、福岡県糟屋郡）で確認されている。
- 環境省の調査では、対馬以外の地域では定着は確認されていない。



13. 養蜂等振興強化推進事業について

令和８年度予算額　222百万円（前年度219百万円）

＜対策のポイント＞

養蜂振興のため、**蜜源植物の確保**や**植栽状況の実態把握**、**蜂群配置調整の適正化**や**ダニの防除手法を中心とした飼養衛生管理技術の普及**に向けた取組を支援します。また、花粉交配用昆虫の安定確保を図るため、**園芸産地・養蜂家・花粉交配用昆虫（マルハナバチ、ヒロズキンバエ等）メーカーの連携**や**在来種マルハナバチの利用拡大**、**健全な蜂群の供給に向けた技術導入**の取組を支援します。

＜事業目標＞

○　蜜源植物の植栽面積拡大や適正な蜂群配置調整、ダニ被害低減による蜂群数増加（21万5千群［令和元年度］→30万群［令和11年度まで］）

○　セイヨウオオマルハナバチから在来種マルハナバチへの転換の加速化

＜事業の内容＞

１．蜂群配置調整適正化支援

①　蜂群配置調整の適正化に向けた環境整備のため、**樹木を中心とした蜜源植物の植栽・管理**等の取組、**耕蜂連携による蜜源植物の定着化**に向けた実証を支援します。

②　**適正な蜂群配置調整**の参考となる蜜源植物の位置や種別、蜂群の位置情報等の**関連データを蓄積・活用するための検討会の開催や地図データの作成**を支援します。また、飼育届に付帯する**蜜源・採蜜成績等をデジタルデータ化し、蜂群数、気象等との相関を分析**する取組を支援します。

２．花粉交配用昆虫の安定確保支援

①　園芸産地が安定的に受粉を行えるよう、**花粉交配用蜜蜂の現状や花粉交配用昆虫の適切な利用方法等の理解を促すためのセミナー開催**を支援します。

②　園芸産地において、養蜂家等と連携して花粉交配用昆虫を安定的に確保・利用するための**計画の作成**や**蜜蜂の適切な管理技術**、**蜜蜂以外の昆虫による受粉技術の実証**等を支援します。また、特定外来生物であるセイヨウオオマルハナバチから**在来種マルハナバチへの転換実証**を支援します。

③　養蜂家による**花粉交配用蜜蜂群の供給体制を強化**するための**蜂群の低温管理技術の導入**や冬期間の管理技術の実証などの取組を支援します。

３．飼養衛生管理技術向上支援

ダニの防除手法を中心とした飼養衛生管理、**暑熱ストレスや労働負担を軽減する新たな巣箱の開発実証**、蜜蜂の飼養管理の高度化のための技術の普及などの取組を支援します。

＜事業の流れ＞

国　→（定額）→　協議会、民間団体等

＜事業イメージ＞

養蜂等を取り巻く課題

○　蜜源植物の植栽面積が減少傾向で推移する中、蜜蜂の飼養戸数は趣味養蜂の普及もあって増加しており、一部では飼養者間での蜂群配置に関するトラブルも発生。

○　農薬や熊による被害を避けるよう蜂群の飼養場所に変更の必要が生じても、十分な蜜源を確保することが困難。

○　都道府県による適正な蜂群配置調整を求める声が高まる中、県等が蜜源植物の植栽の状況や蜂群の配置に関する詳細な情報を把握できる仕組みの整備が必要。

○　近年の天候不順等により花粉交配用蜜蜂の供給が不安定な傾向にあることから、園芸産地と養蜂家等の連携による花粉交配用昆虫の安定確保が必要。

○　施設トマト等の花粉交配に利用されているセイヨウオオマルハナバチは平成18年に特定外来生物に指定されており、平成29年には「セイヨウオオマルハナバチの代替種の利用方針」を定めており、在来種マルハナバチへの転換加速化が急務。

○　ダニ被害軽減のため、ダニ駆除剤の適正使用等、飼養衛生管理の高度化が必要。

○　養蜂家の高齢化や人手不足などが進展する中で、省力化のための技術普及が必要。

養蜂等振興強化推進事業の実施による課題の解決

事業実施により目指す姿

○　蜂群配置調整の適正化による蜜源の有効利用

○　花粉交配用昆虫の安定確保による施設園芸の体制強化

○　養蜂家の所得増加と地域の活性化

○　蜜蜂の飼養衛生管理技術の向上等による養蜂経営の安定

［お問い合わせ先］　（１、2③、３の事業）畜産局畜産振興課（03-3591-3656）
（２①、②の事業）　農産局園芸作物課（03-3593-6496）

（参考１）養蜂振興法の施行について（農林水産省畜産局長通知）のポイント①

１　「業として蜜蜂の飼育を行う者（養蜂業者）」の範囲の拡大及び明確化

養蜂業者の範囲を拡大し、蜜蜂等を譲渡していなくとも、反復継続して蜜蜂を飼養していれば養蜂業者であると整理した。また、例外の範囲から趣味養蜂の記述を削除し、その範囲を試験研究用又は自家用の個人に限定した。

（改正局長通知の抜粋）
法第３条第１項に規定する「業として蜜蜂の飼育を行なう者」とは、　反復継続して蜜蜂の飼育を行う者又は蜜蜂、蜂蜜、蜜ろう、ローヤルゼリー等を譲渡することを目的として、蜜蜂の飼育を行う者をいう。ただし、試験研究の用に供するため又は蜜蜂を小規模に飼育し、かつ、蜂蜜、蜜ろう、ローヤルゼリー等を自家用に供するため飼育する個人を除く。

２　養蜂業者に対する立入検査

都道府県による養蜂業者に対する立入検査については、積極的に実施すべき旨を明確化した。

（改正畜産振興課長通知の抜粋）
都道府県は、本法の施行に必要な限度であれば、養蜂業者の事務所や事業所に立入検査を行うことができます。立入検査を行うかどうかの判断については、各都道府県に委ねられますが、本法への違反が疑わしく、必要があると認める場合は、積極的に実施するべきと考えます。

（参考１）養蜂振興法の施行について（農林水産省畜産局長通知）のポイント②

３　飼育届の提出後の蜂群配置調整

「蜜蜂飼育届・飼育変更届」の様式に、「本届出受理後に、養蜂振興法第８条に基づき、都道府県が、蜂群配置調整等の必要な措置を講じる」旨を追記し、都道府県が届出者に対し、「届出の受理は、蜜蜂の飼養の許可ではなく、都道府県による蜂群配置調整を受ける場合がある」旨を周知徹底することを可能とした。

（蜜蜂飼育届・飼育変更届の抜粋）
【提出に当たっての留意事項】
養蜂振興法第８条第１項の規定に基づき、都道府県は、蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、蜂群配置に係る調整等の必要な措置を講じるものとされており、蜜蜂の飼育を行うに当たっては、周辺の蜜蜂飼育者と配置調整が必要となる場合があります。本届出の提出後、同法第８条第２項の規定に基づき、都道府県から、蜂群配置に係る調整等のため特に必要があると認めるときは、蜜蜂の飼育の状況等に関し、必要な協力を求められることがあります。

４　花粉交配用蜜蜂等の重要性の明確化

都道府県が蜂群配置調整において重視すべき事項として、法第１条の規定を踏まえ、①花粉交配用蜜蜂の安定供給、②国民への甘味資源の提供、③蜜源植物の保護増殖に関する取組みを特に勘案すべき旨を明記した。

（参考２）蜜蜂の適切な飼育等の周知

（令和５年12月改正）

ミツバチを飼育する方々へ

都道府県への飼育届の提出

★　ミツバチを飼育する全ての者は、**毎年1月末までに飼育届を住所地の都道府県に提出**する必要があります。届出をせず飼育を継続した場合、法に基づき過料に処されるおそれがあります。（養蜂振興法第３条第１項、第14条）
★　セイヨウミツバチ、ニホンミツバチ、**どちらも届出が必要**です。
★　「自然巣洞」や「重箱式」等の飼育方法でも、**反復利用している場合は届出が必要**です。
★　飼育届の受理をもって蜂群の配置が許可されるものではありません。ミツバチの飼育を始める前には**周辺のミツバチ飼育者と配置調整が必要**であり、調整の結果次第で飼育場所の再検討や蜂群数の減群等を求められる場合もあります。

ミツバチの飼育の際に気を付けること　注意

ミツバチの飼育は周辺住民や他の飼育者との
トラブルが起こる可能性があるので注意が必要です。

よくあるトラブル

刺傷事故

○　ミツバチが人を刺すこともあるため、周辺の人には飼育のことを伝え、**理解を得ておきましょう**。特に、春から夏にかけては分蜂防止対策を講じる等、適正な群数の維持に努める必要があります。

フンの被害



○　ハチのフンにより、周辺住民の洗濯物や車を汚してしまうことがあります。**飼育場所の周辺には十分配慮しましょう。**

スズメバチ



○　秋になると、ミツバチを餌とするスズメバチが巣に飛来することがあります。スズメバチは攻撃性が強く、周辺の住民が刺されることがあるため大変危険です。

ふそ病やバロア症（ダニ）などの被害

○　適切な管理を行っていないと、ふそ病やバロア症(ダニ)などの病気の温床となり、他の養蜂家にも影響を与えることがあります。マニュアル等を参考に適切に管理しましょう。また、**異常が見られた場合は近隣の家畜保健衛生所に連絡してください。**

トラブルを起こさないために

日頃から周辺の住民の方に対し、ミツバチを飼育することへの理解を得るためにコミュニケーションをとっておくことが重要です。また、飼育に関する知識や技術を習得することでトラブルを未然に防ぐこともできますので、**ご自身で勉強するとともに、地域の実情に詳しい方が行う講習会の受講や既に養蜂の飼育を行っている方から助言を受ける**など、適切な対応を取るようにしましょう。

（問い合わせ先）
○○県○○課　　TEL：○○－○○○○－○○○○
農林水産省　畜産局畜産振興課　TEL：03－3591－3656

（ミツバチ飼育の技術指導手引書関係）
○○県養蜂組合　　TEL：○○－○○○○－○○○○
（一社）日本養蜂協会　TEL：03－3297－5645

花粉交配用ミツバチの利用後は適切な処置を！

花粉交配用ミツバチを適切に扱い、伝染病のまん延を防止することで、持続的に養蜂と園芸生産を行うためのルールを紹介します。

ふそ病の検査を行わずに県外に出荷されるミツバチや、花粉交配に利用した巣箱が適切に処置されず、屋外に長期間放置されている事例が報告されています。

園芸農家の方へ

ふそ病検査済みのミツバチを購入しましょう

ミツバチを県外から導入する際には、**ふそ病について異常がない旨の証明のあるミツバチ**を導入しましょう。

ミツバチは適切に管理、使用後も適切に処置しましょう

花粉交配に使用したミツバチを放置しておくと、ふそ病やダニの感染源となる可能性があります。花粉交配のために必要な時期が終わったミツバチは放置せず、**適切に返却・焼却**してください。

特に**露地栽培**で使用する場合、病気のまん延のリスクが高まります。

使用中にミツバチの様子がおかしいと感じた場合や、焼却に当たり、どうしたら良いかわからないなど、お困りごとがあるときには、購入又はリース元の養蜂家や家畜保健衛生所に相談してください。

農作物の作付規模に比べて著しくミツバチが多い場合や、通年飼育を行う場合には養蜂振興法に基づき、都道府県への届出が必要になります。

養蜂家の方へ

出荷の際はふそ病検査を受けましょう

ふそ病のまん延防止のため、**県外の園芸農家へ花粉交配用ミツバチを出荷する際**には、**お近くの家畜保健衛生所でふそ病の検査を受け、異常がない旨の証明**を取得しましょう。

ミツバチ及びふそ病の病原体を広げるおそれのある物品の県の範囲を越える移出入については、家畜伝染病予防法第32条第１項により原則制限されており、移出入には都道府県によるふそ病の異常がない旨の証明が必要になります。

また、使用後の適切な焼却・返却について、**園芸農家への周知**を徹底してください。

近年、ダニによる被害も深刻化しているため、出荷の際にはふそ病だけでなく**ダニのチェック**も行いましょう。